

富山県水質環境計画(クリーンウォーター計画)について

1 計画の概要

富山県水質環境計画(クリーンウォーター計画)は、富山県環境基本条例第12条に定める富山県環境基本計画に基づく水質の汚濁に関する個別計画であり、水質環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものである。

県では、昭和61年度にこの計画を策定し、工場排水・生活排水等による水質汚濁を改善するとともに、国の名水百選に全国最多の8箇所が選定されるなど、本県の清らかで豊かな水環境を将来にわたって引き継いでいくための各種施策を推進している。現行計画は、平成27年3月に改定されたものである。

2 現行計画の期間

平成27年度から令和3年度まで(7年間)

3 現行計画の目指す姿

「県民みんなが『魚(うお)がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水』を目指して、自ら水環境の保全に取り組むとともに、本県の新たな水環境の魅力を、みんなで見出し、守り育て、誰もがくつろげる水辺の環境を創造する」姿

4 現行計画の指標

- ① 水質環境基準の達成率 河川・湖沼：100%、海域：90%以上
- ② 「とやま川の見守り隊」等保全活動への参加人数 10,000人(累計)

5 主な施策

「世界で最も美しい湾クラブ」加盟(平成26年10月)、北陸新幹線の開業(平成27年3月)等を契機に、水環境の保全・魅力のさらなる向上や県民による取組みを一層推進するため、以下のとおり施策の拡充を図る。

- ① 基本的な水環境保全対策の実施(守る)
 - ・ 油の流出事故防止等の水質汚濁事故対策の強化
- ② 水環境のさらなる向上を目指す取組みの推進(育てる)
 - ・ 民間企業と連携した“本当に世界で最も美しい”富山湾を目指す取組みの推進
 - ・ 水環境保全活動等の推進による水環境の魅力の向上
- ③ 魅力があり、くつろげる水辺の環境の活用(活かす)
 - ・ 地域住民による水環境の保全と利活用の促進
- ④ 県民共有の財産として将来に引き継ぐ(伝える)
 - ・ 未来の水環境を守り育てる人材の育成